

平成 26 年度下妻市市民協働のまちづくり推進交付金の概要

1. 制度の趣旨

市民によるまちづくりの活性化のため、市民活動団体が自主的に行う事業に対し、市民団体が市や地域を盛り上げるため、意欲的に自分たちの手で行うまちづくりに対し交付金を交付する制度です。

2. 対象となる団体

次の要件をすべて満たす市民団体となります。

- ・ 会員が 10 人以上で、構成員の過半数が市内在住・在勤であること
- ・ 活動の拠点が主に市内であること
- ・ 宗教活動・政治活動・選挙活動等を目的としていないこと
- ・ 規約または会則を定めており、会計処理が適正に行われていること

3. 交付金の内容

(1) 交付額及び交付回数

- ・ 交付額は、交付対象となる経費の 3 分の 2 以内とし、10 万円を限度とします (1,000 円未満切り捨て)
- ・ 交付回数は、同一年度において 1 団体 1 回を限度とします

(2) 対象となる事業

市民団体が地域または市の活性化につながる協働事業として取り組む模範的又は先駆的な事業で、柔軟な発想、創意工夫を生かした公共性のある継続的な効果が期待できる事業

(3) 対象とならない事業

- ・ 政治的・宗教的・営利的その他公共性を欠く活動
- ・ 主たる活動場所が市外である場合
- ・ 事業の効果が特定の個人又は市民団体に帰属する場合
- ・ 対象となる額が 2 万円未満である場合

(4) 対象となる経費

事業を行うために必要な実費

(5) 対象とならない経費

- ・ 市民団体の経常的な運営及び維持管理に係る経費
- ・ 市民団体の構成員に対する報償費及び旅費
- ・ 工事請負費及び備品購入費の合計が交付対象経費の 2 分の 1 を超えた経費
- ・ その他交付金を交付することが適当でないと認められる経費

対象となる経費の主な例

事業区分	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	講師などへの謝金	会員や参加者の謝礼
需用費	消耗品・燃料費	飲食費・事務所の光熱費など
委託料	事業の一部委託料	事業の一括委託料
賃借料	レンタル機材の賃借料	団体所有の車両及び機材の賃借料

4. 事業期間

交付金の交付決定の日から平成 27 年 1 月 31 日（土）までとします

5. 申請手続き

下記の書類を提出してください

- ① 下妻市市民協働のまちづくり推進交付金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 交付対象事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 交付対象事業収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 申請団体の構成員の名簿
- ⑤ 規約または会則
- ⑥ 団体に関する概要書（様式第 4 号）
- ⑦ その他、市長が必要と認める書類

6. 審査

審査の方法は、申請団体から提出された資料をもとに、事業の公益性や先進性、関連する部署の意見、全体的な内容のバランスを勘案の上、審査会において審査し、検討結果に基づき市長が決定します。